根室市教育委員会規則第５号

根室市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年　４月２４日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和５年　４月２４日
根室市教育委員会規則第５号

根室市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則

根室市教育委員会電子公印規則（平成19年根室市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「根室市個人情報保護条例（平成11年根室市条例第４号）第２条第11号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い電子計算機及びその関連機器を利用して事務処理をする組織」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市教育委員会電子公印規則の規定は、令和５年４月１日から適用する。